

長岡市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市次世代農業推進拠点施設の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市ふるさと体験農業センター条例（平成2年長岡市条例第17号）第14条第2項の規定により告示します。

令和6年3月25日

長岡市長 磯田達伸

1 開館時間

午前9時から午後10時まで（夜間の使用がないときは、午後5時まで）

2 休館日

毎週月曜日、12月28日から翌年1月4日までの日

3 開館時間及び休館日を定める期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで